

## 豊田市工事関係委託契約約款

### (総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、別冊の設計書、仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に従い、日本の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 乙はこの契約書記載の業務（以下単に「業務」という。）を契約書記載の契約期間内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲はその契約金額を支払うものとする。
  - 甲は、その意図する成果物を完成させるため業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は当該指示に従い業務を行わなければならない。
  - この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙の協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段については、乙がその責任において定める。
  - 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
  - 乙は、業務を処理するにあたり個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
  - この契約書に定める指示、請求、通知、届出、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
  - この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
  - 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

### (工事関係委託業務届出書)

第2条 乙は、業務を開始したときは、直ちに工事関係委託業務届出書を甲に提出しなければならない。

### (工程表)

第3条 乙は、この契約の締結後5日以内に設計図書に基づいて工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

- 甲は、前項の規定により提出された工程表を遅滞なく審査し不相当と認めたときは、これを改めさせることができる。

### (契約の保証)

第4条 乙は、この契約書により契約保証金が免除されている場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第4号にあっては、履行保証保険契約の締結後直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

#### (1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(4) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 乙が、第1項の規定により同項第2号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

- 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は保証の額の増額を

請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行ううえで得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第6条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、成果物（業務を行ううえで得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第7条 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請承認願により甲の承認を得なければならない。

3 甲は、前項の届出について、その下請負が不適当と認めるときは、乙に対しその下請負を中止し、又は変更させるものとする。

4 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、乙は甲に対してその使用に関して要した費用を請求することができる。

(監督員)

第9条 甲は、乙の行う業務について、自己に代わって監督し、又は指示する監督員を定めることができる。

(管理技術者等)

第10条 乙は、業務の管理及び統括を行う者として、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者を定め、甲の定めるところによりその者の氏名その他必要な事項を甲に届け出なければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 建築設計及び建築工事監理並びに設備設計 管理技術者
- (2) 測量 現場代理人及び主任技術者
- (3) 土木設計及び建設コンサルタント業 管理技術者
- (4) 地質調査及び土質調査 現場代理人及び主任技術者
- (5) 用地調査及び物件調査 主任担当者

- 2 前項第2号及び第4号の現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。
- 3 乙は、設計図書に定めがある場合は、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その者の氏名その他必要な事項を甲に届け出なければならない。届け出た照査技術者を変更したときも、同様とする。
- 4 前項の照査技術者は、第1項各号に定める者を兼ねることができない。
- 5 甲は、第1項各号に定める者若しくは第3項の照査技術者又は乙の使用人若しくは第7条の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者でその業務の実施につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対してその理由を明示して交替を求めることができる。

(契約変更又は一時中止)

第11条 甲は、必要がある場合には乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 甲は、前項の場合において乙に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとし、賠償額は甲乙協議して定める。
- 3 乙は、天災地変等乙の責に帰することができない正当な理由により契約期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付し契約期間延長願により契約期間の延長を申し出ることができる。
- 4 甲は、前項の規定による申出があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があるときは、相当の期間に限り契約期間の延長を認めることができる。この場合において、甲は、その契約期間の延長が甲の責めに帰すべき事由によるときは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第12条 乙は、業務を行うにつき他に損害を与えるおそれがあるときは、自己の費用をもって必要な予防措置を講じなければならない。

- 2 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害は、乙の負担とする。
- 3 乙は、天災その他不可抗力によって試験等に供される業務の出来高部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。この場合の損害は、乙の負担とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、その損害の原因が乙の善良なる管理者としての注意を怠らず、又は損害の防止に適切な措置をしたと認められるにもかかわらず発生したものであるときは、乙は甲にその損害の一部負担を求めることができるものとし、損害額の算定及び負担割合等は甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 乙の責めに帰する理由により契約期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が契約の重要な事項に違反したとき。
- (3) 乙が契約履行について不正行為をしたとき。
- (4) 乙が契約履行上必要とされる資格の取消し又は停止を受けたとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は当該引渡しを受けた既履行部分に相当する契約金額を乙に支払うものとする。

3 乙は、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 甲は、前項の場合において第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

5 甲は、契約を解除するときは契約解除通知書によりその旨を乙に通知しなければならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による

命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして、独占禁止法第65条又は第67条の規定による審決（独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(4) 乙が、公正取引委員会が乙に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(6) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第2項及び第5項の規定は、第1項又は第2項の規定による契約の解除について準用する。

（暴力団等排除に係る解除）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲はその責めを負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 甲は、前2項の規定により契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

4 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

5 第13条第2項及び第5項の規定は、第1項又は第2項の規定による契約の解除について準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第16条 乙は、この契約に関して、第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条第1項第1号から第4号までのうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。

ならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

#### (乙の解除権)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第11条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第11条の規定による業務の中止期間が、当初の契約期間の3分の2（契約期間が30日以下の場合にあってはその契約期間）を超えたとき。
- (3) 甲の責めに帰すべき理由により、契約の履行が不能となったとき。

2 乙は、前項の場合において損害が生じたときは、甲に対してその賠償を求めることができる。

#### (検査及び引渡し)

第18条 乙は、業務を完了したときは、直ちに甲に業務結果とともに完了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了届を受理したときは、受理した日から10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を7日以内に乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指定する期間内に補正しなければならない。

4 乙は、前項の規定による補正をしたときは、直ちに補正完了届を提出しなければならない。この場合における再検査については、第2項の規定を準用する。

5 甲は、第2項及び前項の検査によって業務の完了を確認した日をもって成果物の引渡しを受けるものとする。

6 乙は、前項により建築物の設計委託に係る成果物の引渡しが完了したときは、建築士法（昭和25年法律第202号）第19条の規定による「設計変更しようとする場合の承諾」を甲に与えたものとする。

#### (請求金額の支払)

第19条 乙は、前条第5項の引渡し完了後、甲の定める手続により契約金額の支払を請求することができる。ただし、頭書において別段の定めをした場合においては、この限りでない。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求のあった日から30日以内（その末日が法令の規定により定められた金融機関の休日に当たるときは、その日以後最初の金融機関の休日以外の日を当該期間の末日とみなす。）に乙に契約金額を支払わなければならない。

3 甲は、前項の規定による支払を遅滞したときは、遅滞日数に応じ未払金額に対し年3.1パーセントの割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

#### (かし担保)

第20条 甲は、成果物にかしがあるときは、乙に対して第18条第5項の引渡しの日から3年以内に、成果物のかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることのできる期間は10年とする。

2 前項の規定は、成果物のかしが設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながら通知しなかったときは、この限りでない。

#### (違約金)

第21条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により契約期間内に契約を履行しなかったときは、遅延日数に応じ未履行部分相当額に対し年3.1パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払わなければならない。

2 第20条第3項の規定により甲が補正のため指定した期間は、前項の遅延日数として計算しないものとする。

#### (妨害又は不当要求に対する届出義務)

第22条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 甲は、乙が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の被害届の提出を怠ったと認められる場合は、豊田市の調達契約からの排除措置を講ずることができる。

#### (契約外の事項)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、豊田市契約規則の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。